

た ん き に ゆ う し ょ さ ー び す じ ゅ う よ う じ こ う せ つ め い し ょ
短期入所サービス重要事項説明書

しょうがいしゃ じどうたんきにゅうしよ さーびす ていきよう とうじぎょうしよ りようしや せつめい じこう つぎ
障害者・児童短期入所サービスの提供にあたり、当事業所が利用者に説明すべき事項は次の
とおりです。

1. じぎょうしよけいえいほうじん がいよう
事業所経営法人の概要

めい しょう 名 称	ふくずみかい 福角会
ほうじんしゅべつ 法人種別	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人
ほうじんしよざいち 法人所在地	えひめけんまつやましふくずみちようこう ばんち 愛媛県松山市福角 町 甲1829番地
でんわばんごう 電話番号	089-978-1166
だいひょうしゃしめい 代表者氏名	りじちよう よしの みちこ 理事長 芳野 道子
ほうじん うんえい 法人が運営 している 施設・事業	じどうはったつしえん しょうがいしやしえんしせつ ほいくじょ しょうがいふくし さーびす じぎょう きょたく 児童発達支援センター・障害者支援施設・保育所・障害福祉サービス事業(居宅 かいご じゅうどうほうもんかいご こうどうえんご しゅうろういこう しゅうろうけいぞく がた せいかつかいご きょうどう 介護・重度訪問介護・行動援護・就労移行・就労継続B型・生活介護・共同 せいかつえんじょ たんきにゅうしよ そうだんしえんじぎょう いどうしえんじぎょう ちいきこそだてしえんきよてんじぎょう 生活援助・短期入所・相談支援事業・移動支援事業・地域子育て支援拠点事業・ ろうじんきょたくかいごとうじぎょう にっちゅういちじしえんじぎょう しゅうろうていちゃくしえんじぎょう じりつせいかつえんじょ 老人居宅介護等事業・日中一時支援事業・就労定着支援事業・自立生活援助 じぎょう きょうせいがた じぎょう 事業・共生型サービス事業

2. じぎょうしよ がいよう
事業所の概要

めい しょう 名 称	まつやまふくしえんたんきにゅうしよじぎょうしよ 松山福祉園短期入所事業所
じぎょうしよしよざいち 事業所所在地	えひめけんまつやましがんげんちようこう ばんち 愛媛県松山市権現 町 甲141番地
しゅ べつ 種 別	していしょうがいしやしえんしせつ にゅうしよ 指定障害者支援施設(入所)
かいせつねんがつび 開設年月日	しょうわ ねん がつ にち 昭和57年4月1日
りようていいん 利用定員	2めい 2名
かんりしやしめい 管理者氏名	かんりしや よしの たえ 管理者 芳野 妙
た ても の 建 物	こうぞう (鉄骨造 3階建て) めんせき にゅうしよとう 面積(入所棟: 2,157.00 m ²)
でんわばんごう 電話番号	089-979-4566
FAX・メール	F A X : 089-979-3412 メール : matufuku@poem.ocn.ne.jp
じぎょうしよばんごう 事業所番号	3810100572
していねんがつび 指定年月日	へいせい ねんじゅうがつ1にち 平成18年10月1日
も く て き 目 的	りようしや ゆう のうりよく おう じりつ にちじようせいかつ いとな 利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、

	にゅうよく はいせつ しょくじなど しえん た にちじょうせいかつじょう せ わ おこな 入浴、排泄、食事等の支援その他日常生活上の世話を行うことにより、 りようしゃ しんしん きのう い じなら りようしゃ かぞく しんたいてき せいしんてきふたん けいげん 利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減を はかる もくてき 図ることを目的とします。
へいせつじぎょう 併設事業	しせつにゅうしよしえん しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞく がた せいかつかいご きょうどうせいにかつかいご 施設入所支援・就労移行支援・就労継続B型・生活介護・共同生活介護 しゅうろうていちゃくしえんじぎょう 就労定着支援事業
じこひょうかじっしじょう 自己評価実施状況	じっしじょうきょう う む なし 実施状況の有無；無
だいもんしやうかじっしじょう 第三者評価実施状況	じっしじょうきょう う む なし 実施状況の有無；無

3. 事業所の設備等の概要

①短期入所居室（単位 m^2 ）

きょしつ しゅるい 居室の種類	しつすう 室数	めん せき 面積	せつ び 設備	びこう 備考
にんべや 1人部屋	しつ 2室	13.50（収 納 含）	れいだんぼう か ぐ て れ び 冷暖房・家具・テレビ	だんせいりょう じょせいりょう かく1しつ 男性寮・女性寮に各1室

* 基本的には短期入所者の方が1人の時には、1人で短期入所用の居室を使用して頂きますが、短期入所者の方が2名利用（同性者）される時には、2人で短期入所室を利用して頂く時があります。

②居室以外の設備（単位 m^2 ）

しつめい かい 室名／階	かい だんせい 2階（男性）	かい じょせい いちぶだんせい 3階（女性・一部男性）
きょしつ こしつ 居室（個室）	22室(11.45～14.85)	18室(11.7～14.85)
きょしつしゅうのう 居室 収 納	かくきょしつ 各居室(1.8)	かくきょしつ 各居室(1.8)
べ ら ん だ ベ ラ ン ダ	かくきょしつ あり 各居室；有	かくきょしつ あり 各居室；有
きょしつれいだんぼう 居室 冷暖房	かくきょしつ あり 各居室；有	かくきょしつ あり 各居室；有
きょしつ て れ び 居室 テレビ	かくきょしつ なし 各居室；無	かくきょしつ なし 各居室；無
たんきにゅうしよしつ 短期入所室	しつ しゅうのうふくむ 1室(13.50/収 納 含)	しつ しゅうのうふくむ 1室 (13.50/収 納 含)
ご ら く し つ 娛 楽 室	しつ (13.50) 1室 (13.50)	しつ (13.50) 1室 (13.50)
ごらくすぺーす 娯楽スペース	ふりーすぺーす フリースペース(13.50)	ふりーすぺーす フリースペース(13.50)
よく しつ 1 浴 室 1	しつ(13.99) 1室(13.99)	しつ(13.99) 1室(13.99)
よく し つ 2 浴 室 2	しつ(5.57) 1室(5.57)	しつ(5.57) 1室(5.57)

だつしつ 脱衣室	しつ 1室 (18.29/失便室含)	しつ 1室(18.29/失便室含)
といれ せんめん せんたくしつ トイレ・洗面・洗濯室	しつ 3室(40.65)	しつ 4室(50.05)
たもくてきといれ 多目的トイレ	しつ 1室(6.78)	しつ 2室(14.42)
ゆわかししつ 湯沸室	しつ 1室(5.33)	しつ 1室(5.33)
でんわボックス 電話ボックス	しつ 1室(1.97)	しつ 1室(1.97)
きつえんしつ 喫煙室	しつ 1室(2.34)	しつ 1室(2.34)
すたっふるむ かみんしつ スタッフルーム・仮眠室	しつ 1室(12.3)	しつ 1室(12.29)

③ 医務室部分 (3 階 (単位㎡))

いむしつ 医務室	しつ 1室(18.12)	せいようしつ 静養室	しつ 1室(5.70)	といれ トイレ	しつ 1室(2.73)
-------------	-----------------	---------------	----------------	------------	----------------

④ 食堂部分 (1 階 (単位㎡))

しょくどう 食堂	しつ 1室(142.66)	ちょうりしつ 調理室	しつ 1室(30.46)	けんしゅうしつ 検収室	しつ 1室(9.52)
したしより 下処理コーナー	しつ 1室(10.59)	せんじょうしつ 洗浄室	しつ 1室(10.87)	しょくひんこ 食品庫	しつ 1室(4.62)
じゅんびしつ 準備室	しつ 1室(5.75)	きゅうけいしつ 休憩室	しつ 1室(12.70)	せんめんじょ といれ 洗面所・トイレ	しつ 1室(4.65)

⑤ その他設備 (1 階 (単位㎡))

たもくてきしつ 多目的室	しつ 1室(53.87)	えんちょうしつ 園長室	しつ 1室(24.14)	そうだんしつ 1 相談室 1	しつ 1室(13.50)
そうだんしつ 2 相談室 2	しつ 1室(13.50)	じむしょ 事務所	しつ 1室(23.25)	しえんいんしつ 支援員室	しつ 1室(62.51)
たもくてき 多目的トイレ	しつ 1室(6.97)	じょせいしょうしつ といれ 女性化粧室・トイレ	しつ 1室(4.33)	だんせいしょうしつ といれ 男性化粧室・トイレ	しつ 1室(8.78)
じょせいこういしつ 女性更衣室	しつ 1室(7.69)	だんせいこういしつ 男性更衣室	しつ 1室(4.95)	ぼうさいびひんこ 防災備品庫	しつ 1室(13.50)
びひんこ 備品庫	しつ 1室(6.99)	しょこ 書庫	しつ 1室(7.73)	かいだんしたそうこ 階段下倉庫	しつ 3室(14.42)
そうこ 倉庫	しつ 1室(10.85)				

4. 従業者の配置

職 種	常 勤	非 常 勤	合計員数	支援員・指導員の資格等
管 理 者	1名	—	1名	
サービス管理責任者	2名	—	2名	精神保健福祉士 介護福祉士
生活支援員	16名	4名	20名	社会福祉士 介護福祉士 社会福祉主事 保育士 幼稚園教諭
就労支援員	3名	—	3名	
職業指導員	2名	2名	4名	
目標工賃達成 指導員	1名	1名	2名	介護福祉士
就労定着 支援員	1名		1名	社会福祉主事
看 護 師	2名	—	2名	看護師
栄 養 士	1名	—	1名	栄養士
調 理 員	4名	1名	5名	調理師
事 務 員	—	2名	2名	
医 師		1名	1名	

5. 従業者の勤務体制

職 種	勤 務 体 制			
管 理 者	8 : 30~17 : 30			
サービス管理責任者	通常	8 : 30~17 : 30	夜勤	14 : 00~翌 10 : 00
支援員 指導員 看護師	はやで 早出	① 6 : 00~15 : 00 ② 7 : 30~16 : 30	おそで 遅出	③ 10 : 00~19 : 00
栄 養 士	通常	8 : 30~17 : 30	おそで 遅出	11 : 00~20 : 00
	はやで 早出	6 : 00~15 : 00		
調 理 員	通常	9 : 00~18 : 00	おそで 遅出	11 : 00~20 : 00
	はやで 早出	6 : 00~15 : 00		
事 務 員	通常	9 : 00~15 : 30		

い 医 し 師	13 : 00~17 : 00 (月2回以上)
------------------	-------------------------

6. 一日の活動内容

じかんたい 時間帯	ご 午 前 の 活 動 内 容	じかんたい 時間帯	ご 午 後 の 活 動 内 容
7 : 00	きしやう 起床・更衣	12 : 00	ちゆうしよく 昼食
7 : 30	ちやうしよく 朝食		ひるやすみ 昼休み
	み 身だしなみ	13 : 00	こべつしえんぶろぐらむによるしえん 個別支援プログラムによる支援
8 : 30	たいそう そうじ ちやうれい 体操・掃除・朝礼		↓
	ばいたるちえつく バイタルチェック		
9 : 00	こべつしえんぶろぐらむによるしえん 個別支援プログラムによる支援		
	↓		
		16 : 30	きぎやうしゆうりやう 作業終了
			ばいたるちえつく バイタルチェック
		18 : 30	せいかつしえん よかじかん 生活支援・余暇時間
			ゆうしよく 夕食
			にゆうよく 入浴
			せいかつしえん 生活支援
		22 : 00	よかじかん 余暇時間
12 : 00	↓		しゆうしんじゆんぴ 就寝準備

7. サービスの内容

(介護給付費の対象となるサービス)

① 日常生活の支援

I 食事サービス

- ・栄養、利用者の心身の状況、希望や嗜好等を考慮した食事を提供します。
- ・食事には、各々に応じた食費を負担して頂きます。各食事時間は下記の通りです。

	しよくじかん 食事時間
ちやうしよく 朝食	7 : 30 (祝祭日は8 : 00)
ちゆうしよく 昼食	12 : 00
ゆうしよく 夕食	18 : 30

Ⅱ 入浴

- 原則として入浴は毎日行います。入浴が困難な場合には清拭を行う等適切な方法で実施します。入浴に対しての負担額はありません。

Ⅲ 排泄、脱着衣、整容等日常生活に関すること

- 利用者の障害程度や心身の状況等を考慮し、自立に向けた支援を行います。

② 送迎サービス

- 自宅と事業所間の送迎を行います。ただし、通常の事業実施地域（松山市）外からの利用の場合は、送迎は行いません。
- 送迎可能時間については、AM 8:30 ～ PM 5:30 までに終了とさせていただきます。

③ 医療及び健康管理

- 緊急時等、嘱託医師・協力医療機関による診療・治療を行います。
- 服薬に際し、管理・支援を行います。

④ 社会的活動の支援

Ⅰ 日中活動の場の提供

- 本人に適した作業活動（各種製品製造班・鉄工班・製菓製パン班・配食サービス班）を提供します。

Ⅱ 事業所内行事への参加

- ご希望があれば、事業所内・外で実施している行事等に参加することもできます。その際、費用がかかる場合には、別途実費相当分をご負担頂きます。

⑤ 相談支援

- 家庭内での支援の方法、福祉サービスの紹介等を行い、利用サービスの立案や情報提供を行います。

(介護給付費の対象外のサービス)

① 食事（朝食・昼食・夕食代金：詳細は別途記載）

栄養、利用者の心身の状況、希望や嗜好等を考慮した食事を提供します。

② 光熱水費（居室にかかるもの：詳細は別途記載）

③ 上記に記した、交通費実費相当分。

④ 事業所内・外行事に参加した際の実費相当分。

8. 利用料金及び支払い方法

①介護給付費支給対象サービス利用者負担額

介護給付費によるサービスを提供した際には、サービス利用料金のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費の給付を市町から直接受け取る場合（代理受領）、利用者負担分としてサービス利用料金の全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。

<介護給付費支給対象外料金>

利用される際にあたっての食事代金を負担して頂きます。負担料金は下記のとおりです。

事業所内で調理する食事サービス以外については、実費負担とさせていただきます。

送迎サービスをご利用される方につきましては、金額は下記のとおりです。

事業所内・外行事に参加をご希望の方につきましては、交通費・入園料等別途実費相当分が必要となってまいります。詳細につきましては、担当者にご相談下さい。

*介護給付費支給対象外料金

(区分 一般の場合)

サービスの種類	費用	備考
食事代金	朝食代金	¥465
	昼食代金	¥568
	夕食代金	¥568
	施設内で調理する食事サービス以外の代金	ようそだん 要相談
光熱水費		¥174
送迎代金	松山市	¥ 0
ぎょうじなどさんかりようきん 行事等参加料金	こうつうひ じっぴなど 交通費や実費等	ようそだん 要相談

(区分 低所得者の場合)

サービスの種類	費用	備考
食事代金	朝食代金	¥155
	昼食代金	¥258
	夕食代金	¥258
	施設内で調理する食事サービス以外の代金	ようそだん 要相談
ぎょうじなどさんかりようきん 行事等参加料金	こうつうひ じっぴなど 交通費や実費等	ようそだん 要相談

②キャンセルに伴う費用（食事代金）の発生（当事業所で食事を用意する方のみ該当）

食事をキャンセルする場合には、『土曜日・日曜日・祝祭日を含まない3日前の17:00まで』にお申し出下さい。『土曜日・日曜日・祝祭日を含まない17:00まで』にお申し出のない場合は、キャンセル料を頂く場合があります。

連絡時期	利用3日前の17:00まで	利用2日前～当日	
費用負担	負担なし	施設で調理する食事	食材費のみ
		それ以外の食事	実費
食事キャンセル料 (原材料費相当額)	朝食	昼食	夕食
	155円	258円	258円

利用料金・費用のお支払方法

前期「サービス利用料金」(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求します。

利用者負担金は、当月末日清算の翌々月10日払いです。(金融機関が休みの場合は翌営業日)
(支払い方法)

* ご指定金融機関の口座から自動引き落としでお願い致します。

* 現金又は振込での支払いを希望される場合はお申し出下さい。

●伊予銀行 堀江支店 普通預金 1106734

社会福祉法人福角会 松山福祉園 短期入所事業所 理事長 芳野 道子

●愛媛銀行 本店営業部 普通預金 0907339

社会福祉法人福角会 松山福祉園 短期入所事業所 理事長 芳野 道子

9. 利用者負担に関する月額上限

1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。また、市町村によっては、独自の助成がある場合もあります。

所得区分		居宅・通所・地域生活支援事業（※）		「食事提供 体制加算 対象者」欄
		障がい者	障がい児	
一般	市町村民税課税世帯	所得割16万円以上 37,200円	所得割28万円以上 37,200円	非該当
		所得割16万円未満 9,300円	所得割28万円以上 4,600円	該当
低所得	低所得2 （低所得1に該当する者を除く。）	0円		該当
	低所得1 のうち、本人の年収 80万円以下	0円		該当
生活保護		0円		該当

10. 利用に際しての留意事項

面会	原則として、就寝から起床までの時間以外、日中については事務所又は支援員・指導員に、夜間については夜勤者にご連絡下さい。尚、ご家族以外の方については、利用者ご本人との関係をお尋ねする場合があります。
外出・外泊	いつでもできます。支援員・指導員、又は事務所等にご連絡下さい。
飲酒	希望によりできます。ただし、過飲等で他の利用者に迷惑となる場合や健康上の理由で制限させていただく場合があります。
喫煙	希望によりできます。ただし、所定の場所での喫煙と、健康上の理由により制限させていただく場合があります。
宗教活動	利用者ご本人の信仰等は自由ですが、他の利用者に対して政治・営利を含めた活動等ご遠慮下さい。
貴重品管理	利用者ご本人の責任において管理していただきますが、お申し出により、事業所で保管いたします。
危険物等	危険物・ペット等の持ち込みは禁止いたします。

11. 嘱託医師及び協力医療機関等

○嘱託医師

医師名	科名	所在地	電話番号
越智 麻里奈	精神科・内科	松山市福角 町 甲1582	089-978-0783

○協力医療機関

医療機関名	科名	所在地	電話番号
堀江 病院	精神科・内科	松山市福角 町 甲1582	089-978-0783
矢野 内科	内科	松山市東長戸1丁目10-18	089-922-5522
山本 整形外科	整形外科	松山市内宮町533-4	089-979-5151
まこと歯科クリニック	歯科	松山市福角 町 538-10	089-978-7677

○受診医療機関

医療機関名	科名	所在地	電話番号
愛媛大学医学部附属病院	全科	東温市志津川	089-964-5111
愛媛県立中央病院	全科	松山市春日町83	089-947-1111
松山赤十字病院	全科	松山市文京町1	089-924-1111
みなみまつま びょういん	全科	松山市朝生田1-3-10	089-941-8255
愛媛生協病院	全科	松山市来住 町 1091-1	089-976-7001
岡本 外科	外科・胃腸科	松山市高木町255-1	089-978-2282
十亀皮膚科	皮膚科	松山市道後町1-6-30	089-943-5067
丸山耳鼻咽喉科・皮膚科	耳鼻科・皮膚科	松山市内宮町543-1	089-960-4111
さなだ眼科	眼科	松山市東長戸1-8-6	089-926-3377
酒井産婦人科	産科・婦人科	松山市内宮町512-9	089-978-3888
光澤 デンタルクリニック	歯科	松山市小川甲200-1	089-994-3777
愛媛県口腔保健センター	歯科	松山市柳井町2-6-2	089-932-5047
二宮 矯正 歯科	矯正 歯科	松山市千舟町7-10-1	089-921-3111
やまなかないか しょうかきないか 山中内科・消化器内科	内科	松山市内宮町558-1	089-978-7611
原循環器科・内科	循環器科・内科	松山市 祝 谷2-12-32	089-917-7755
川谷 整形 外科	整形 外科	松山市常竹甲379-1	089-997-7800
うめおか神経クリニック	てんかん外来	松山市二番 町 3-8-21	089-913-0133
松山 記念 病院	精神科	松山市美沢1-10-38	089-925-3211
和ホスピタル	精神科	松山市柳原739	089-992-0700
こころのクリニックたちばな	心療内科・精神科	松山市東雲 町 2-2	089-933-7700
わたなべ 泌尿器科 内科	泌尿器科・内科	松山市山越町445-1	089-922-7088

12. 非常災害時の対応

非常時の対応	別途に定める防災計画により対応します。
防火管理責任者	松本 潤
避難訓練	消防法に定められた月1回の訓練を利用者ご本人参加の上実施
防災設備	避難階段・避難口・防火戸・スプリンクラー設備・自動火災通報装置 漏電火災警報器・非常警報設備・避難器具（救助袋）・誘導灯・誘導標識 防火用水・非常電源設備・消火器・備蓄品

13. 緊急時の対応

サービス中に利用者の容態に急変があった場合は、主治医に連絡する、または、救急病院に搬送するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかに連絡します。

①主治医

医療機関名	堀江病院
住所	松山市福角町甲1582
電話番号	089-978-0783
主治医氏名	越智 麻里奈

②ご家族緊急連絡先

氏名	ぞくがら 続柄
住所	
電話番号	

14. 要望・苦情等申立並びに虐待防止に関する相談窓口及び身体拘束について

(1) 要望、苦情申立先

事業所は提供した障害者支援施設に関する利用者及びその家族からのご要望・苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置しています。

① 事業所内の受付窓口

担当名	職名・役職名	氏名	住所	電話番号
受付担当	松山福祉園支援課長	松本 潤	松山市権現町甲141	089-979-4566
第三者委員	福角会監事	こばやし 保一	松山市吉藤2丁目17-46	089-922-5265
	福角会評議員選任・解任委員	やぎ 孝教	松山市堀江町甲1378-5	089-979-0405
解決責任者	松山福祉園園長	芳野 たえ	松山市権現町甲141	089-979-4566

②行政等の受付機関

機 関 名	住 所	でんわばんごう 電話番号
愛 媛 県 保健福祉部障害福祉課	まつやましいちばんちょう 松山市一番町 4-4-2	089-941-2111
松 山 市 福祉事務所・障がい福祉課	まつやましにばんちょう 松山市二番町 4-7-2	089-948-6849
愛媛県社会福祉協議会 運営適正化委員会	まつやましもちだまち 松山市持田町3-8-15	089-998-3477

(2) 虐待防止に関する窓口

事業所は短期入所事業サービスの提供にあたり、従業者間相互において利用者に対して虐待、拘束等について防止します。また、事業所は利用者の権利・人権の擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制を整えとともに、虐待防止委員会を設置し従業者に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

担 当 名	氏 名	住 所	でんわばんごう 電話番号
虐待防止責任者	まつもと じゅん 松本 潤	まつやましごんげんちょうこう 松山市権現町 甲141	089-979-4566

(3) 緊急やむを得ない身体拘束について

事業所は原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等の利用者本人または他の利用者等の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、下記の項目すべてに該当していると判断した場合、緊急やむを得ず必要最小限の範囲内で身体拘束を行う場合があります。その場合、利用者・家族に対して説明し同意を得たうえで実施します。また、身体拘束等の対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に対して、委員会での検討結果を周知し研修を実施する等の措置を講じます。

切 迫 性	利用者本人または他の利用者等の生命身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
非 代 替 性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替する支援方法がない場合
一 時 性	身体拘束その他の行動制限が一時的である場合

身体拘束を行った場合、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、身体拘束その他の行動制限を早期解除することを目標に検討委員会を随時開催することをお約束します。なお、身体拘束等の適正化のための指針については、「社会福祉法人福祉角会人権侵害防止に関する規程」に記載の通りです。

15. 個人情報保護に関する相談の受け付け・記録及び情報管理について

担 当 名	氏 名	住 所	電話番号
個人情報保護管理者	芳野 妙	松山市権現 町 甲141	089-979-4566

- (1) 従業者は個人情報の保護に努め業務上知り得た個人情報（利用者又は家族の秘密など）について在職中のみならず退職後においても他に洩らしません。
- (2) 利用者へのサービス向上に関する事業所におけるサービス会議や他の事業所との連絡調整及び緊急時における病院等への連絡などにおいて情報提供が必要となる場合があるため、それらについては別紙個人情報使用同意書に基づき対応いたします。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。
 ※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：00です。
- (3) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。
 但し、市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。
- (4) 実習生及びボランティアの受け入れ施設であるため、その期間中必要に応じ個人情報を提供する場合があります。

わたし　ほんしょめん　もと　りよう　たんきにゅうしょじぎょう　じゅうよう　じこう　まつやまふくしえん
私 は本書面に基づいて、これから利用する短期入所事業の重要な事項について、松山福祉園
しょくめい　しめい　せつめい　う
職 名 氏 名 から説明を受けました。

ほんしょめん　かぞく　こうけんにんなど　たちあ　せつめい　う　ばあい　たちあいにらん　しょめいおういん
本書面について、家族・後見人等の立会いにて説明を受ける場合は、立会人欄に署名押印する
ものとしします。

れいわ　ねん　つき　ひ
令和　年　月　日

りようしゃ
利用者

じゅう　しょ
住　所

し　めい　いん
氏　名　印

たちあいにん
立会人

じゅう　しょ
住　所

し　めい　いん
氏　名　印

りようしゃ　かんけい
利用者との関係（　　）

とうじぎょうしょ　たんきにゅうしょ　さ　ー　び　す　ていきょう　ほんしょめん　もと　じゅうようじこう　せつめい
当事業所は、短期入所サービスの提供にあたり、本書面に基づいて、重要事項について説明
いたしました。

じぎょうしょ
事業所

しょざいち　えひめけんまつやましごんげんちょう　1　4　1　ばん　ち
（所在地）愛媛県松山市権現町141番地

めい　しょう　ま　つ　や　ま　ふ　く　し　えん
（名　称）松　山　福　祉　園

えんちょう　よ　し　の　たえ
園　長　芳　野　妙